

【北区立滝野川紅葉中学校PTA 慶弔規約】

第1条 【弔慰金】

- ・ 会 員 (10,000円)
- ・ 生 徒 (10,000円)
- ・ 教職員の配偶者および同居の一親等 (10,000円)
- ・ 歴代校長・会長(本人のみ) (10,000円)
- ・ 現自治会長 (10,000円)

第2条 【転退職】

- ・ 教職員の転任・退職にさいしては、記念品を贈る。 (5,000円)

第3条 【祝い金】

- ・ 教職員の結婚。 (10,000円)
- ・ 教職員および配偶者の出産。 (10,000円)

第4条 【附則】

- ・ 上記以外の、特別の場合は、会長・校長の協議により認定し、これに従う。
- ・ 弔問・見舞いに関しては任意とする。
- ・ 上記各事項の慶弔慰金に対する返礼は、一切無用とする。
- ・ 広報誌等に掲載する場合は、関係者の了解を得る。
- ・ この規約は、平成21年4月1日より施行する。

【北区立滝野川紅葉中学校PTA 部活動褒賞金規約】

- 1 北区予選において優秀な成績をあげ、北区代表として上位大会に出場する場合に適用する。
- 2 褒賞金は部活動顧問が申請し受領する。

【滝野川紅葉中学校部活動褒賞基準】

大 会	部
東京都大会	10,000円
関東大会	20,000円
全国大会	30,000円

・上記以外の特別の場合は会長・校長の協議により認定し、これに従う。

平成23年8月25日決定

平成29年5月10日改訂

この規約は平成29年度から適用する。